

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北野進 外124名

被 告 北陸電力株式会社

上申書

平成28年11月24日

金沢地方裁判所民事部合議B1係御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵正明



外

被告提出平成28年11月22日付上申書（以下「被告上申書」という。）を受けて、原告らは、あらためて次回期日での結審を求めるものである。

被告上申書によれば、被告は準備書面（26）において原告ら第52準備書面への反論を行うとのことであり、これにより前回期日までに原告らが提出した全ての準備書面について被告の反論は提出されることとなる。

また被告上申書によれば、被告は準備書面（27）において被告実施の本件敷地内シームに係る追加調査データ等に基づき評価書に対する批判をするとのことであり、これにより評価書策定後のデータ分析による評価書への批判もなされることとなる。加えて被告は前回までに評価書に対して私的鑑定意見書にもとづく批判をも行っている。

そうすると、当事者双方ともに、評価書にもとづく主張及び評価書に対する批判の機会は十分に与えられているのであり、しかも、原告らとしては御庁の示された争点整理メモ(1)にもとづく原告らの主張は十分になされていると思料しているのであつ

て、次回期日での結審を、あらためて求めるものである。

以上